

## 令和2年度第3回図書館協議会

開催日時	令和3年2月18日（木） 午後2時30分～午後4時30分
会議場所	阪南市防災コミュニティーセンター6階 多目的室
出席者	会長 堀田 穰（京都先端科学大学） 会長代行 谷本 美由貴（阪南市みんなの図書館を考える会） 委員 下林 奈央（阪南市立鳥取中学校） 委員 宮井 敦子（阪南市立はあとり幼稚園） 委員 森本 典子（阪南市子ども文庫連絡会） 委員 横山 泰治（本のリサイクル運営委員会） 委員 高萩 綾子（大阪府立中央図書館） 委員 嶋田 学（奈良大学）
事務局	生涯学習部長 伊瀬 徹 生涯学習推進室長 木村 浩之 図書館長 加藤 靖子 図書館長代理 井上 真理 図書館主幹 森下 喜代子
欠席者	小学校代表 下岡 加奈子（西鳥取小学校） 泉鳥取高校代表 福井 貴子 市民公募委員 頭師 康一郎
傍聴者	2名

事務局	<p>令和2年度第3回阪南市立図書館協議会を開催する。本日の協議会は、委員の過半数の出席があり、阪南市立図書館管理運営規則第26条第2項の規定により成立している。なお、3名の委員から欠席の連絡をいただいている。資料の配布が当日になったことをお詫びする。</p>
部長	挨拶
事務局	<p>この度、堀田会長が全国図書館協議会より表彰を受けられた。永年の功労が評価されたものである。平成3年度から協議会委員として、また同9年からは会長として、阪南市立図書館に助言をいただいていたが、今期をもって退任の意向を伺っている。</p> <p>(生涯学習部長より、表彰状伝達)</p>
会長	<p>阪南町の時代から30年委員を務めさせていただいた。大学の仕事もこの3月で辞任する。それに合わせ、後継者に頼むつもりであったが、時期が悪く、指定管理者制度の話が持ち上がり、心残りではある。気力体力が衰えるなかで、足手まといにならないよう初めの構想通りの退任となった。今まで勤められたのも皆さんや、阪南市のおかげである。</p>
事務局	<p>案件に入る前に、前回の協議会でいただいた提言書を、令和2年12月15日に事務局から市長に手渡したことを報告する。</p> <p>阪南市立図書館管理運営規則第26条第1項により、会長にこれからの議事の進行をお願いする。</p> <p><b>1.図書館のあり方～市民が育てる持続可能な図書館～について</b></p>
会長	案件1の説明をお願いします。
事務局	<p>今年度委員の皆様にご意見をいただき修正した部分は、3ページの真ん中右端の、図書館と連携している施設の中に、和泉学園と泉鳥取高校を入れ込んだところである。</p> <p>前回、この図にある図書館を実現するには、指定管理者制度では無理ではないかという意見をいただいていたが、制度導入により、どのように市の管理のもと、役割分担をしつつ協力していく</p>

	<p>か、その仕組みを考え、構築するのがこれからの課題であると認識してる。</p>
<p>会長</p>	<p>ここまでは、前回までに意見が出ていると思うが、補足はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>指定管理者制度という方向性が見えてくる中で、連携業務が課題というメッセージは受け取ったが、現状で描いている経費削減の計画の中で、プロポーザル等で事業者選定する際に、それは仕様書に盛り込まれているのか。盛り込まれているとすれば、そうした費用見積もりは、行財政改革プランと見合うのか、慎重に議論していく必要があると思う。財政状況が厳しいからと言って、現状のサービスを低下させていいということではない。仮に低下させることが避けられないのであれば、それをきちんと議員や市民に「一定の市民サービスが後退する」ということを明確に説明したうえで進めていく必要がある。図書館協議会委員の立場からの意見としては、図書館政策に市民活動が根付いている中で、あえて財政難による民営化を選ぶのであれば、慎重に検討していただくと共に、図書館協議会に対して、十分な説明を行っていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>仕様書等はこれから作成していくことになるのだが、今まで培ってきた市民協働をどのように生かせるか、継続させていくかが課題である。指定管理になっても市立図書館は市立図書館であるので、みなさまと共に歩んでいきたい。委ねる業務はすべて仕様書で管理、というものではない。指定管理者と市民のつながりをどのように調整しながら進めていくかも大事と考えている。</p>
<p>会長</p>	<p>もともと指定管理者制度は、市民サービスを向上させることが条件である。果たして今の状況で導入すべきなのか。近頃のワクチン接種にしても、結局決断を下すのは、国ではなく市長である。図書館でも同じことと考えてほしい。</p>
<p>委員</p>	<p>指定管理者制度導入の前提条件として、見直しは何年に1回になるのか。持続可能が既得権になってはいけない。きちんとした設計図が必要である。</p>
<p>会長</p>	<p>見直しは大切だが、継続性が失われる可能性もある。制度設計は難しい。</p>

事務局	<p>一般に指定管理の期間は5年であり、現在指定管理者制度を導入している他の施設でも、1年ごとに業務評価を実施している。業務のモニタリングは毎年していくであろうと思っている。</p>
委員	<p>結果は公表されるのか、透明性が大切である。</p>
事務局	<p>公表していく。</p>
委員	<p>阪南市の図書館協議会は本来の役割をはたしてきた。指定管理者制度導入で協議会は機能するのか。子ども読書活動推進会議にしても実施していない自治体も多いが、阪南市においては、図書館が事務局となりきちんとやってきている。今の状況を維持できるのか、心配している。</p>
事務局	<p>図書館協議会については、条例や規則に規定されているので継続する。子ども読書活動推進等についても継続する。  現在「あしたの図書館」に行政の役割がきちんと書かれていない。わかりやすい表現に修正していくつもりである。</p>
<p><b>2.指定管理者制度導入の取り組みについて</b></p>	
会長	<p>資料2について、説明をお願いします</p>
事務局	<p>阪南市行財政構造改革プランにおける図書館の位置づけに関する部分を1ページから2ページの枠囲みの部分に示している。取組1「5 指定管理者制度、民間委託等の推進」と、取組3「2 公共施設の再構築」の2つである。制度導入予定時期は2022（令和4）年4月、取組目標・効果額は、26,899千円である。2点目の各年度の、主な取組の進捗状況については、資料に示しているとおりである。3点目の検討については、①他自治体における、指定管理者制度導入についての調査、②図書館協議会での議論を中心として、市民ワークショップを行う等により、図書館の今後のあり方「あしたの図書館～市民が育てる持続可能な図書館」の、整理検討を行っている。「今後のあり方（案）」については、のちほど、説明する。また、③現在の直営での市民協働による、取組の継続、発展などを含めたサービスの向上に関する課題等についても、さらに検討を深めている。  次に4点目の課題等については、まず 図書館が、市民による</p>

まちづくりを支える社会教育施設として、さらにその役割を果たすことができるように指定管理者制度を導入することについて、ていねいに説明する必要があるということである。リサイクルブック販売や、本の整理・修理、よみきかせ、ブックスタート、イベント企画等、さまざまな面で多くの市民が図書館に関わってくださっているので、この方たちにご理解いただくことが大切である。次に、図書館単体では法的に利用料を徴収することができないが、同一施設内に併設されている文化センターと一体化して運営することにより、サービスの向上や一定のコストの削減を図ることが期待できる。しかし、指定管理の受託者が民間企業の場合、大きなコスト削減が見込めないので、非営利法人等による運営の可能性についても検討する必要がある。

資料の3ページ、そのような課題等を踏まえた5点目の、今後の進め方としては、市民サービス向上のため、図書館の指定管理者制度導入予定時期を、文化センターの次の指定管理更新時期である2023（令和5）年4月に合わせ、図書館と文化センターを同一法人または共同企業体に運営委託し、効率的・効果的な運営と、市民が活躍できる指定管理者制度導入をめざすものである。また併せて、非営利法人等による運営の可能性についても検討を行う。指定管理者制度導入予定時期を合わせるにあたり、目標効果額については検証を行っている。業務の見直し等では、2019（令和元）年度に再任用短時間職員0.6人を、また、2022（令和4）年度には、正職員1人を削減することにより、2022（令和4）年度までの効果額の累積額を30,102千円と見込んでおり、プランにおける目標効果額である26,899千円より、3,203千円多くなっている。また、2023（令和5）年度については、他の自治体で図書館の指定管理を請け負っている民間業者3社からの見積もり平均額に基づいて効果額を9,607千円と見込み、現段階では、目標効果額26,899千円に対し、17,292千円少なくなっている。今後、指定管理者制度導入に伴う事業費の精査についても、課題として取り組むつもりである。

4ページは、阪南市立図書館の指定管理者制度に関する考え方の現段階の案である。1点目の運営手法は、市民サービスの向上や、市民協働による取組の継続性に留意しながら、図書館サービスを新たな視点で展開していくためには、指定管理者制度により、一定の専門職を確保し続けていきたいと考えている。2点目は、図書館協議会から指摘された課題と提言を踏まえ、市は図書館行政の主体として、目指す図書館像の実現に向け説明責任を果たす、市民協働に対する姿勢や実績を評価し留保する役割を明確

	<p>にする、役割分担と事業内容等を十分検討して募集要項・仕様書を作成する、選書と除籍の実務は委ねる一方、基準をもって最終確認と定期的な評価を行う、必要な管理体制を構築する、子ども読書活動推進会議の事務局を置き、その発展に努める、としている。次に、3点目の、指定管理者制度導入により見込まれるサービス、及び4点目の、文化センターと一体化した運営の利点、及び5点目の、図書館への指定管理者制度導入スケジュール（案）については、資料に記載のとおりである。</p>
<p>会長</p>	<p>この件について、ご意見質問をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>会長からも指摘のあった通り、指定管理者制度は公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認められる時に活用することが妥当とされている。行財政プランの中で、あまりにも経費削減が目的化している説明にしか聞こえなかった。</p> <p>たとえば、「指定管理者制度の受託者が民間企業の場合、(中略)非営利法人による運営の可能性についても検討する必要がある」とあるが、NPO、市民団体は利益を上げなくてもよい分、安く抑えられると読みとった。</p> <p>政府の勧める働き方改革では、同一労働同一賃金も目標としており、昨年4月から会計年度任用職員制度が始まり、実態としては賃金上昇にはなっていないが、不足するであろう財源が地方交付税交付金で手当てされている。実際は交付金を好きに使えるわけではない。</p> <p>そうした中で指定管理者制度により向上すると見込まれるサービスに、開館時間・開館日数の増加とある。人件費を抑制し、さらに労働時間を長くすると読み取れる。民間ノウハウによるイベント開催ともある。地域のNPOの方にお問い合わせする場合、仮にこの人たちがNPOを結成したとして、直営の公務員の司書とともに今まで作ってきたものが、民間のノウハウと言えるのか、という矛盾がある。</p> <p>また継続的な専門職の配置とあるが、NPOに専門性を期待するというにどれくらいの現実性があるのか。</p> <p>このように、今の説明だけでもいくつかの矛盾がある。行財政なので、市の、市長の考え、議会がそれに賛同すれば民主主義として動いていく。図書館協議会は館長の諮問機関であり、図書館活動について意見が言える、という図書館法の定めがあり、同じような趣旨で条例もできていると思う。意見を言うことしかできないのだが、いろいろな現実・矛盾がある中で、図書館の指定管</p>

	<p>理者制度の導入が、阪南市民にとってよくなるのかということについて、私は極めて疑問を持っている。直営の中でいかに経費削減を図っていけるか、もう少し探れるのではないかと考えている。一体的に指定管理を受けることで、収益活動なども織り交ぜて、それなりの合理性は感じる。しかし、私自身は協議会の一員として、なじまない、選択するべきではないという意見をはっきり申し述べておく。</p>
<p>会長</p>	<p>財政的な効果はあるのか、コロナ渦の問題と関連して思ってしまうが、保健所も人が減らされてぎりぎりのところで動いている。それで基礎的な地方自治が果たせるのか。厳しく詰めていかなければならない。図書館協議会は図書館についての専門的な見地を協議する場であるので、よろしくお願ひしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>経費については、指定管理にしてもプランの効果額は上がらないことは行政経営会議で申し述べている。直営で経費を削減する方法も実際取り組んでいるところである。本市の図書館の職員の状況は、正職員が5名、再任用職員が1名、会計年度任用職員が10名となっている。正職員5名は全員司書だが、定年退職が来年度末1名、3年後には2名おり、ずいぶん前から新規採用の要望はしてきたが、叶っていない。直営のままでもサービス向上どころか、維持も難しい。逆に指定管理者制度を導入することで司書の確保ができるなら、その方がよいのではないかと、という考え方もある。利用に対して無料の原則がある図書館にとって難しいことは認識している。財政難の阪南市において、人口減少・少子高齢化の中で、市役所の職員を増やすことができない現状もある。そういう意味では指定管理者制度導入もいたしかたないところもあるか、と個人的には思っている。</p>
<p>会長</p>	<p>当局の説明は4ページの1に当たる。これが非常に大きく立ちはだかっている。資料の右肩にSDGsが付き始めた。これについて説明をお願いする。</p>
<p>事務局</p>	<p>SDGsは持続可能な社会ということで、国連のものであるが、阪南市では数年前から推進に取り組んでいる。市のあらゆる施策において、SDGsの17の方針のどれにあてはまるのか考えつつ、事業を遂行している。図書館においては、質の高い教育をみんなに、人や国の不平等をなくそう、持続可能なまちづくり、パートナーシップで目標を達成しようという4つがあてはまるかとマ</p>

	<p>ークを入れている。</p>
会長	<p>現在日本では、自治体だけでなく企業まで、できることからやっ ていこう ということまでこれを掲げている。先ほど自分が読ん だところは、持続可能になっていないのではないかと感じた。本 当に SDGs なのか。</p>
事務局	<p>持続可能な図書館にするために、指定管理者制度という案がで てきている。メリット・デメリットは双方あると思うが、指定管 理者制度導入にあたり、できるだけデメリットを少なく、メリッ トを多くという方向で進めていきたい。子ども読書推進会議につ いても、計画に関しては市がイニシアチブをとり、他の団体とつ なげて発展させていくのは必要なことである。</p>
委員	<p>今年作っていかねばならない、読書バリアフリー計画も同様 か。</p>
事務局	<p>計画策定関連については市、遂行するのは現場と車の両輪のよ うに手を携えて進めていく。</p>
委員	<p>いままで行政や学校、和泉学園などつながりを築いてきたと思 うが、今後はどこが担当するのか。指定管理業者ができるのか。 行政の部署に責任者を置くのか、それでは人を削減できないと思 うが。</p>
事務局	<p>指定管理者が行う業務が多くなると思う。引継ぎを丁寧にしな いとうまく続かないと考える。</p>
委員	<p>指定管理者には仕様書にないことは頼めない。府立図書館で は、窓口業務や書庫出しなどを指定管理者が担当し、レファレン ス等は職員が担当しているが、情勢が変わると、その時々で交渉 になるし、そのように仕様書に入れていても、新しい業務を増や すとその分何か減らさないとできないと言われる。直営では、よ り良くしたいという思いでできていたことだった。そのへんは明 らかにサービス低下につながると思う。あきらめるしかない。</p>
事務局	<p>行政の役割がまだ明確になっていない。体制をこれから整えて いきたい。</p>



委員	<p>定年延長という可能性もあるし、再任用で残る年限もあると思うので、その間に何か考えていただきたい。</p>
事務局	<p>いただいたご意見を踏まえて、導入開始の1年延長の期間で検討する。</p>
委員	<p>阪南市として抑えたい総額経費に合わせていくことが一番大きな議論になると思う。考えられたかもしれないが、全面的な指定管理以外の選択肢として、アウトソーシング、部分委託はどうか。経営面・政策面を維持していくために、司書である公務員が経費のバランスの中で代替わりをしていきながら、実際の専門的な部分を民間業者になるのかNPOになるのかわからないが、引き継いでいく方が持続可能と言えるのではないかと。市民による指定管理はもたない。ビル管理会社が資格だけ取得して人を雇用し、現場を放置、という例もある。モニタリング等で管理していくとのことだが、市民とのつながりを考えると公務員司書が組織運営をしながら、現場に関わる形を検討をしていただけないものか。</p>
事務局	<p>検討はしていく。2ページの下は誤解を招く表現になっているかもしれない。4ページの冒頭に示しているとおおり、市民サービスの向上というか、これまで行われてきた市民協働の維持に留意しながら、最大限フォーカスしてやっていかなければならない。あらゆるやり方を内部で議論しながら進めていきたい。</p>
会長	<p>指定管理者制度しか選択肢がないというのがよくない。イギリスなどはサッチャー時代に教育委員会まで委託になっていた。お互い知恵を絞ってやっていけたらよい。</p>
事務局	<p>業務委託は仕様書に記載されたことをしてもらい、という意味合いが強い。指定管理者制度の方はある程度の決定権がある。例えば「子どもの貸出を伸ばす」とした場合、業務委託は方法の指示が必要だが、指定管理者は目的だけ指示し、方法を任ずという幅があると理解している。業務によって指示通りに動いてもらう方がよい場合と、新しい観点で広げてもらう方がよい場合がある。幸い1年の猶予ができたので、そのへんも含めて考えていきたいと思っている。ご指摘いただいたマイナス面を小さくする方法も考えていきたい。</p>

委員	<p>要求水準書がよいように働くのはインセンティブがあつてある程度の受託費用がある場合である。受託者が建設的な動きをしようとする。逆の見方もあり、マイナスの方向にも働くこともあることを指摘しておく。行政コストという意味では、残った職員が苦勞することもあるかもしれないが、やってほしいことをコントロールしやすいのは業務委託のようである。大きな矛盾やしんどさは理解しているつもりだが、業務上、直接指示ができないというのは、体制によっては契約の責任者・代理人がいれば、部分委託であっても指示命令が届く。本社に連絡を取らないと片付けられない、派遣職員にはできるが、委託にはできないと言われるが、運用次第でどうにかなる。どちらを選択するかは、市民にとってはどうかということ踏まえて検討していただきたい。</p>
委員	<p>最終的に市民サービスの結果責任さえ明確に指定管理業者に伝えておけば、齟齬があれば追求できるし、教育的指導もできる。何を求めるかをはっきりさせておけば問題はおきないのではないか。市民から不満があれば行政が対応するとか、違うやり方でも、最終的に結果が同じであればよい。あまり細かいことは指導するにしても、追及するにしても改善するにしても、要求できないのではないか。</p>
事務局	<p>創意工夫が出てこないのではないかとということか。</p>
委員	<p>結果を求めることが指定の仕方だと思う。今のやり方を変えることを前提に進めないと結果はついてこない。市民にとって一番必要なのは結果であつて、プロセスはどうでもよい。サービスを楽しめればそれでよい。その視点だけ間違いなく入れてほしい。</p>
事務局	<p>手法の選択肢はあると思うが、最終結果をだすことは業務上必要である。検討していく。</p>
委員	<p>行政からの指示は担当者が変わっても継続されるのか。関わったものが担当している間はよいが、いずれは全く違う部署の職員が担当となることもあるので、心配している。それではサステイナブルではない。</p>
事務局	<p>市民が物申して、きちんと聞いてもらう仕組みを作るにはどうしたらよいか、という点もご意見をいただきたい。例えば、行政</p>

<p>会長</p>	<p>と指定管理者だけの話し合いで調整していくというのであれば、団体や市民はどこに持っていけばいいのか。担当が変わっているとさらに不明確になる。そうならないためには仕組みが必要。今は説明がすぐにできる関係であるが、指定管理者が加わっても意見が反映される仕組みを作るのも今後の課題である。</p> <p>どの水準を守るのかというのは、専門職の司書をどのレベルで維持していくのかということ。一定数の司書が確保できるので指定管理を導入するという論理がここで成り立つ。しかし、果たして指定管理者に維持できるのか。直営でも難しい。それはサステイナブルではない。図書館協議会で論議できることなのかは、わからないが、全体の行革の中で図書館はどうなっているのか。そこがなければ納得しがたい。どこかで骨格を示してほしい。</p> <p>案件 2 について、他に意見はないか。では次に移る。</p>
<p>会長</p>	<p><b>3.森林環境譲与税基金活用事業（案）について</b></p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>国において、温室効果ガス排出削減目標の達成及び災害防止の観点から森林環境税が創設され、その税金が全国の市町村に森林の割合などに応じて分配される。阪南市では、この譲与税を基金とした、国産木材の利用及び普及啓発のための事業が新たに始まる。図書館からは令和 3 年度に 2 つの事業を行う予定である。一つ目は、昨年度に開催した市民ワークショップでの、サラダホールのエントランスを活用できないかという意見をヒントに、テーブルや椅子を置いた小さな居場所を作る事業である。書架を置き、まちライブラリーとして、成長させていきたいと考えている。二つ目は、郷土の山を知る講座を開催する事業で、3 回連続で行う予定である。</p>
<p>委員</p>	<p>素晴らしい取り組みだと思う。まちライブラリーというと、市民の自発的な活動であると思うが、担い手についての考え方があれば聞きたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>イベントを企画している「この指とまれ」でまちライブラリーに興味を持った方もおり、そのへんでうまく進めていけたら、と</p>

<p>会長</p>	<p>考えている。昨年の12月の「この指とまれ」のミーティングで岸和田市立図書館まちライブラリーの世話人の方に来ていただいて、事例を聞いた。さらに知っていききたいという話になっている。</p> <p>日本図書館協会ではまちライブラリーをどういう風に考えているのか。</p>
<p>委員</p>	<p>市民が私的に行っていることなので、否定的ではない。統一見解はない。ある自治体の館長に「まちライブラリー」があるから地域分館はいらないという発言があったが、それは違う。公共サービスとして、教育と文化の発展に寄与するという目的のための教育機関である図書館と、市民のみなさんが本を媒体に、人と人とのつながりを作るというまちライブラリーとでは、目的も性質も違う。混同しないようにしていただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>民間が図書館の活動に注目して取り入れる動きはでてきている。例えば全国の図書館が検索できるカーリルというシステムなどは、インターネットの公開情報を横につなげるという、今までであれば、民間は手を出さない領域であったが、何らかのメリットがある。公共図書館もよく見て、評価して取り入れることを考えてみるべきである。</p>
<p>委員</p>	<p>官が独占することではなくて、いろいろな主体が公を担いあうことは必要である。民間事業者が担うことで、行政との連携も重要なことになる。そこは否定するつもりはない。カーリルに関しては、広告収入などもうまく活用しながら、全国の図書館の検索サービスを行っている。私企業としてどのように公な役割ができるか。公的な視点でサービスを展開しつつ、企業としても収益を上げるといいう仕組みをうまく作っている。</p>
<p>会長</p>	<p>グーグルなども昔は考えられないサービスだった。</p>
<p>委員</p>	<p>応募するには、面積等の条件があったのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この事業は図書館だけでなく、全課に投げかけがあり、図書館としてはこの二つをあげた。</p>
<p>委員</p>	<p>エントランスの管轄は共同なのか。</p>

事務局	エントランスは文化センターとの共用部分であり、事業についても文化センターの同意を得ている。そこに机と椅子を設置して、つながりスペースで開催している「この指とまれ」主催の「好きな本持ち寄りサロン」も、ここで実施すれば通りかかった人も加わりやすいのではないかという意見もあったと思う。
委員	ミニライブなどもできるのか
事務局	文化センターとの協議により、可能だと思う。
会長	森林インストラクターによる講座の内容はどんなものか。林業とは直接関係はないのか。市民が興味を持てる内容がよい。
事務局	打ち合わせがまだ終わっておらず、決定事項ではないが、2回の座学とフィールドワークを考えている。
会長	インストラクターはプロか。林業と関係があるのか。
事務局	阪南市の自然と本の会にも関わっている方で、大阪市内でも講座の講師の経験がある。林業には関わっていない。
事務局	平日の開催を予定している。元気なシニアを取り込みたい。
委員	俎石山のごみ拾いをする山歩き、クリーンハイキングに参加したことがあるが、50～60人の参加があった。
会長	これについて、他に意見はあるか。なければ次に移る。
	<b>4.その他</b>
会長	①コロナ対策関連について、事務局から説明をお願いします。
事務局	国からの臨時交付金を活用して、感染拡大防止対策が行われる。まず、前回、セルフ貸出機の導入予定をお伝えしたが、一部の機器の入手が困難となり、導入が遅れている。また、春に緊急にビニールカーテンを取り付けた図書館のカウンターに、アクリルパネルを設置する。また、閲覧席にも仕切りを置く。こちらは、制作を依頼しており、3月末までに設置予定である。その他にも、

	本の消毒装置や、入館時の体温測定用サーモカメラの設置、またサラダホール全体だが、トイレの手洗いが自動水栓になる予定である。
会長	質問はあるか。
委員	その他の予定は、期限は決まっているのか。
事務局	3月末までに完了予定である。
委員	手洗い場の自動化やサーモカメラなどはほとんどのところが実施しているので、良いと思う。
事務局	セルフ貸出機については、3月以降になる。
委員	図書の消毒装置はどのようなものか。
事務局	紫外線ランプで消毒する除菌ボックスを想定している。
委員	それについては、日本図書館協会の資料委員会が海外の研究から示しているが、COVID-19 に対する紫外線の効果は出ていない。むしろ紫外線は紙を痛める毒であるので、推奨はしないという声明を HP に出している。にもかかわらず導入するというのはどういう理由からか。
事務局	COVID-19 に対する効果についてエビデンスがないことは承知している。ただ、その他の菌については一定の効果はある。市民から導入の有無についての問い合わせや、子どもが触るものということで、要望もあった。コロナ対策交付金ではあるが、必要と思う方に使っていただくのはよいのではないかと判断した。紙への悪影響も認識しているが、本市の図書館は第一線の図書館で多くの利用があり、逆に永年保存するような本が少なく、消耗品的に利用される本が多い。消毒によって安全だと感じて利用していただけるようであれば、それも一つの安心安全の提供になるのかと考えた。
委員	無料なのか。100円ぐらい徴収するところもあると聞く。
事務局	無料である。自由に使ってもらおう。カウンターの前あたりに設

	<p>置する予定である。除菌ボックスの金額は約 30 万円で、コロナ対策全体では、図書館だけで約 400 万円である。その他、消耗品で消毒液や本を拭くクロスも購入する。100%国からの交付金で、市としての限度額がある。</p>
委員	<p>府は図書カードを配ってしまったので、図書館には何もない。知らない間に決まっていた。</p>
会長	<p>他にないか。では②に移る。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>令和2年度はコロナ禍のため、予定していたイベントは実施できなかったが、写真のとおり、回転書架、プラスチック段ボール製の簡易授乳室、以前、市民の声で要望のあった、ブックカートを購入した。</p>
会長	<p>質問はあるか</p>
委員	<p>簡易授乳室はどこにあるのか。</p>
事務局	<p>児童室の隅にある。椅子を一つ置き、段ボールで囲った狭いスペースである。府からの今年度の 250 万円の交付金のうちから購入した。イベントが開催できなかったので執行額は減っている。絵の本ひろばも残念ながら、開催できなかった。絵本をみんなで楽しむというものなので、コロナ禍では難しかった。</p>
委員	<p>簡易授乳室の利用状況はどうか。</p>
事務局	<p>まだ使われているのを見ていない。3 月広報に掲載される予定。乳幼児と保護者向けの「おひざにだっこのおはなし会」を休止しているので、使用する利用者層の来館が減っているのも一因かもしれない。「おひざにだっこのおはなし会」は、4 月から事前申込制で再開する予定である。授乳スペースの問い合わせは今までもあり、簡易なものであっても、場所を確保したかった。</p>
委員	<p>府立図書館でも一定量利用されている。あれば利用されると思う。</p>
事務局	<p>図書館だけでなく、文化センターの利用者にも使っていただきたい。</p>

委員	「おはなし会」は、現在中止しているのか。
事務局	場所を、オープンな紙芝居コーナーに移して実施している。距離を取るよう配慮し、時間も短縮している。遠目の利く本を利用している。苦情があるかと思ったが、そういうこともなく、実施できている。
委員	府もおはなしの部屋が狭く、密閉になるのでできていないが、全くないのもどうかということで、場所を考えて実施したいと思っている。
委員	予算を削減される中で、交付金や基金を利用していろいろな事業をされているが、指定管理になっても同様に積極的にできるのか。仕様書に入れ込めるのか。
事務局	コロナの交付金に関しては、指定管理になっていても活用している施設は多い。体育館や文化センターにも手立てをすることができた。指定管理者が主体ではできないが、行政が主体ならできるといふタイプのものであるので、そのような場合は行政が協力してできると思う。
会長	他にないか。では4の3に移る。説明をお願いします。
事務局	<p>資料6をについて説明する。</p> <p>平成30年9月からスタートした「認知症にやさしい図書館プロジェクト」の取り組みの一つとして図書館がサポートしているマスターズカフェが、このたび、NHK厚生文化事業団による第4回認知症とともに生きるまち大賞を受賞した。この賞は、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取り組みに対して与えられるものであるが、選考基準が①共生社会に向けた先駆性、オリジナリティー、②認知症当事者が望む活動を本人が共に進めているか、③活動が多様な人々とともに進み、地域に広がっているか、④他の地域への応用可能性、の4点となっている。</p> <p>マスターズカフェは、男性介護者と当事者を中心に、図書館から始まり、他部署との連携、市民との協働の中で活動が続いてきたこと、認知症カフェの活動から手話カフェの活動にまで広がっていること、何よりどこのまちにでもある図書館が拠点となっていることが、他地域への応用可能性という面で評価されたと思われる。私自身、カフェをとおして当事者の方たちと関わることで、</p>



<p>会長</p>	<p>認知症を予防することよりも、認知症になっても大丈夫と思えるまちづくりこそが、さらに大事だと感じるようになった。活動紹介と表彰式、フォーラムは、12月13日にオンラインで行われた。</p> <p>質問等はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>手話カフェはどのような頻度で実施しているのか。参加者は多いのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>月2回、第2・4金曜日に実施している。泉南地域には手話カフェがないので、他市からも来られる。手話を習ってもなかなか使う機会がないので、市民福祉課もPRしてくれている。図書館でも手話の本のコーナーでカフェの案内を掲示している。</p>
<p>委員</p>	<p>全国で3団体の中のひとつとして表彰されたことはすごいことである。図書館を中心としたまさに市民協働、まだ参加していない市民への働きかけになる。プライスレス、仕様書にかけない世界である。こういうニュースを聞くと、こんなによい図書館を指定管理に委託してよいのかとってしまう。</p>
<p>会長</p>	<p>場所はどこになるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>サラダホールの入り口のリサイクルブックつながりのスペースである。ここでは、毎週土曜日、図書館の除籍本と不要な寄贈本を販売していただいている。毎週木曜日の1時半から3時半はマスターズカフェ、第2・4金曜日の1時半から3時半は手話カフェを営業している。新たに毎週月曜日にたんぽぽの会という障がいのある子どもを持つ保護者たちによるカフェが始まり、情報交換ができる居場所になっている。どこのカフェの方にもリサイクルブックつながりの本があり、四季折々のディスプレイがされている雰囲気がとてもよいという意見をいただいている。</p>
<p>会長</p>	<p>一つの棚を一人が責任を持つような、市民活動の場、図書館の持つ力をとりいれた場所と言えるのではないか。図書館本来の活動と結び付けていけたら、指定管理にしなくてもよいのではないかと強く感じる活動である。市民の自発的な活動の場所を提供する、こういうところを評価していただきたく感じる。</p>
<p>委員</p>	<p>図書館の運営は指定管理者に任せても、市民活動は残るのか。</p>

	<p>担当者がいなくなるわけではないのか。</p>
事務局	<p>図書館担当は必ず配置される。指定管理者と市の担当者と市民団体とが話し合っていく必要がある。3者が知恵を出し合って、発展させていきたい。</p>
委員	<p>形骸化しないよう三者会談を必須のものとして、位置づけてほしい。市民から言いたいことはたくさん出てくると思う。担当者も前向きに対応していただきたい。</p>
事務局	<p>顔を合わせて、話し合うことでつながりはできる。不満も改善できるのではないかと。新しい形が必要。</p>
委員	<p>市が市民活動をバックアップしている、という良さを残していくことを大前提として、協働は成り立っていくと思う。</p>
事務局	<p>案件2のところ、民間企業と非営利法人の矛盾についての意見もいただいていたが、市民協働は非営利法人と組む方がよいのではないかと、という考えもあり、民間企業だけではなく、非営利法人まで範囲を広げたことを申し添えておく。大阪府内ではいまのところ非営利法人の指定管理はないが、全国をみると、560館のうち39館をNPO法人が運営している。詳細も調査中である。</p>
会長	<p>一定数の専門職の確保をベースに考えたい。</p>
委員	<p>別の観点になるが、正規職員が6名だが、新規採用がなく、定年を迎えると人がいなくなるという状況が見えているので、運営主体を指定管理者にもっていかざるをえないという話があったが、それはドラスティックなことである。市役所の他の部署はどうなのか。出先だから、教育機関は目立たないし、反対する議員もいないからということなのか。政策的な公平性はあるのか。総合的に見てこういう扱いは妥当なのか。たとえば、総務課や財政課などでこんなに人が減るのか。市全体としてどういう計画の中で図書館の正規職員が増えないことになっているのか。決定事項かどうか不明だが、すぐにでなくてよいのでぜひ聞きたい。</p>
事務局	<p>現行の阪南市の定員管理計画では、360名いる正規職員から、10年間で30名の減員を目指している。市の財政が逼迫していることから、さらに厳しくなるかもしれない。そのような状況のな</p>

<p>委員</p>	<p>かで、出先機関に関してはできる限り民間委託やアウトソーシングで、と財政サイドは考えているのではないか。どこをどのように削減していくかということは、持っている事務を勘案すると、外だしにできない部分もあり、全体的にはミニマムにして市として生き残っていこうと考えている。</p> <p>おっしゃる通り、法定受託事務があるので、全体的に一律に減らすのは当然難しい。一方で司書たちが市民と協働のまちづくりを方針の一つに掲げているということは、図書館がリードしているように見える。NHKの表彰のように全国的に評価もされている、そういうことを作ってきた職員たちは、館長も含め、行政職員であるから、この政策について推進するしかない、そうではないという風にふるまえず、つらい立場だと思う。私もつい最近まで、公務員で館長をしていたので理解できるが、非常に大きな矛盾を感じる。何が大事にされようとしているのか。少しずつ経費を削減していかなければならないと思うが、協働という面で、効果をあげている。例えば介護や子ども読書などで子育て世代との連携も含めて、公務員の責務に関わることで、市民に当事者意識、お客さんではないという意識を持ってもらい、一人一人が地域づくり、自治体づくりの担い手であるというムードを作っていくうえでも図書館というフィールドは重要である。そこにいる人が市の職員であるということが大きい。住民と一蓮托生。市の盛衰を共に味わう連帯意識があるからこそ、職員ががんばっているから、住民ががんばっているから、と相互関係が生まれる。指定管理者となると一定の契約年数で変わるかもしれない。地域住民による組織では、常に厳しい中でスタッフの生活も守りながら経営を維持していくことになるので、並大抵のことではない。</p> <p>指定管理の大変さ、持続可能性などを考えると、こうしたらどうだ、とはうまく言えないが、もう少し市の関与を残しながら、アウトソーシングと住民の手を借りながらの協働をポリシーにして、できないか。指定管理にしてダメになっている図書館もあるので、阪南市がそういうことにだけはならないように、我々も微力ながら知恵を出し合っているいい方策を粘り強く、あきらめず作っていきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>法律で市民を入れてはいけないうところに比べると、図書館は市民の力を得やすい。市民の力を借りつつ、サービスの維持・向上ができるのか。単純な受託では無理である。一定数の司書を雇っていくという宣言を盛り込む等、考えられるかもしれない。</p>

	<p>自分はこれで終わりだが、残った皆さんに託して、自分なりの関りをもって、この先も見ていきたい。</p> <p>本日発言のなかった方、一言どうぞ。</p> <p>委員</p> <p>指定管理になったとしても、司書は必要である。次の世代の司書を育てていくという観点を、行政にもってもらいたい。今働いている行政職員の中に司書として働きたいという人はいないのか。たとえ指定管理になったとしても、思いのある方を育ててほしい。図書館としての役割が半分なくなるようなことにはならないでほしい。</p> <p>委員</p> <p>中高生のニーズに合ったサービスの向上というのはなかなか厳しい面がある。学校もがんばっていかないとと思っているが、GIGA スクールが始まって、億のお金をかけてタブレットが導入され、使うように言われている。子どもたちもこれを使って、ということになると、タブレットやインターネットにシフトされていくのではないか。習字の教科書にも QR コードが掲載されている。子どもたちの手元に届き使えるようになったらどうなっていくのか。図書館の担当としては本も忘れないでほしいし、使いたいと思うが、興味はタブレットに向く。そのあたりも考えていきたい。</p> <p>委員</p> <p>子どもたちの生きる力を培うために、基本方針の 2 や 3 をすすめるために、何ができるか、一緒に考えていきたいと感じた。</p> <p>会長</p> <p>他に意見はないか。では、これで終了とする。</p> <p>事務局</p> <p>委員の皆様は、令和 3 年 6 月 30 日をもって、任期満了となる。今期の協議会は、これで最後の開催である。2 年間、ありがとうございました。来期については、4 月に期委員の選出手続きをはじめ。学校・園の代表の方、団体の代表の方は、選出への協力をお願いします。次回の会議は、令和 3 年 7 月下旬から 8 月を予定している。本日はありがとうございました。</p>
--	--